冬季の省エネルギーの取組について

令和８年１０月３０日
省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定

我が国では、石油危機を契機として、徹底した省エネルギーに向けた取組を一貫して推進してきた。

こうした取組の成果もあり、エネルギー消費効率は 1970 年代以降、官民の努力により 4 割改善し、世界的にも高い水準にある。2025 年 2 月 18 日に閣議決定された「第７次エネルギー基本計画」においても、化石燃料の大宗を海外からの輸入に依存する我が国において、徹底した省エネルギーの重要性は不変であるとしており、引き続き、更なる省エネルギーの取組を進めていく必要がある。

省エネルギーの推進は、エネルギーの安定供給や脱炭素への貢献に加え、燃料費や光熱費の削減を通じて、家庭や事業者の負担軽減につながる取組である。このため、従来、エネルギーの需要が増大する夏季（6 月～9 月）及び冬季（11 月～3 月）に、省エネルギーの取組を呼びかけてきたところである。本年、イランに対する大規模攻撃の開始を発端として、世界的にエネルギー需給の不確実性が広がっている。こうした中で、2026 年度冬季においても、引き続き、国民経済や生活に支障がない範囲で、各方面に省エネルギーの取組を呼びかけることとし、省エネルギーの取組により燃料費や光熱費の削減効果が期待できることも紹介しながら、国、地方公共団体、事業者及び国民が、それぞれの立場から省エネルギーの取組を一層促進するよう働きかけていく。

なお、政府として、エネルギーコスト上昇に強い経済社会の実現に向け、事業者・家庭の省エネルギーの取組を支援している。具体的には、工場や事業所向けには省エネ設備への更新支援、家庭向けには高効率給湯器の導入や断熱窓への改修、住宅の省エネルギー化の支援等を行っているところであり、これを着実に執行していく。

さらに、本年８月に高市総理大臣が発表したエネルギー需給構造強靭化総合パッケージ（POWERR GX）において、化石燃料の調達先多角化とリスク低減によるエネルギー安全保障の強化、そしてエネルギー転換・供給力増強・エネルギー効率向上に向けた投資拡大を加速させる方針を示したところであり、関連施策の拡充に向けて取り組んでいく。

Ⅰ．産業界（関係団体、関係業界等）、地方公共団体、ＮＰＯ等と連携した働きかけ

本章に掲げる事項について、産業界（関係団体、関係業界等）、地方公共団体、ＮＰＯ等に対し、事業者及び家庭等に省エネルギーの呼び掛けを行うよう、協力を働きかける。

なお、働きかける際に使えるリーフレットとして、これまでも実施してきた夏季と冬季の省エネルギーの取組から、普段どおりの生活や事業活動の中で、燃料費や光熱費の削減効果が期待できる以下の省エネルギーの取組事例を抜粋して紹介するものを作成する。

１．住宅・建築物関係について

① 住宅・建築物の省エネルギー対応

2025 年 2 月に閣議決定された、第７次エネルギー基本計画においては、2050 年にストック平均でのネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ＺＥＨ」という。）・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（以下「ＺＥＢ」という。）基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、これに至る 2030 年度以降に新築される住宅・建築物はＺＥＨ・ＺＥＢ基準の水準の省エネ性能の確保を目指すとの目標を掲げている。また、2050 年において設置が合理的な住宅・建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、これに至る 2030 年において新築戸建住宅の６割に太陽光発電設備が設置されることを目指すとされている。

これを踏まえ、住宅・建築物の新築、改修に当たっては、省エネルギーと再生可能エネルギーを組み合わせて一次エネルギーの収支をゼロとすることを目指したＺＥＨ・ＺＥＢ化を進めること。

また、住宅・建築物の熱の損失は、多くが開口部を経由して行われることに鑑み、窓（サッシ及び複層ガラス）の建材トップランナー制度において、窓全体の熱貫流率が 2030 年度に市場平均で 2.08［W/m^2・K］以下になることを目標としていることを踏まえ、断熱性能の高い適切な窓を選択すること。

加えて、ＺＥＨデベロッパーやＺＥＢプランナーにおいては、引き続き、ＺＥＨ－M設計ガイドライン[参照①]や、ＺＥＢパンフレット、ＺＥＢ設計ガイドライン[参照②]等を活用し、地方公共団体に対してＺＥＨ・ＺＥＢ化の検討を積極的に働きかけること。

［参照①］ＺＥＨ－M設計ガイドライン
https://zehweb.jp/zehinfo/guidelines/

［参照②］ＺＥＢパンフレット、ＺＥＢ設計ガイドライン
https://sii.or.jp/zeb/zeb_guideline.html

また、住宅・建築物の販売又は賃貸を行う事業者は、その販売又は賃貸を行う住宅・建築物について、「建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドライン」に基づき、省エネ性能ラベルを表示[図１]するよう努めること。また、表示に際しては、ＺＥＨマーク、ＺＥＨ－Mマーク、ＺＥＢマーク[図２]等を活用して、光熱費低減等のＺＥＨ、ＺＥＨ－M、ＺＥ

Ｂのメリットを積極的に発信すること。

［図１］建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベルの一例



［図２］ＺＥＨマーク、ＺＥＨ－Ｍマーク、ＺＥＢマーク



加えて消費者への認知度向上を図るため、ＺＥＨビルダー/プランナーをはじめとするＺＥＨに関係する事業者は、引き続き、インターネットやテレビ、雑誌等の広報媒体を介して、ＺＥＨマークとともに光熱費低減やヒートショック関連の健康リスクの低減といったＺＥＨのメリットを積極的に発信すること。

また、ディマンドリスポンスに対応した時間帯別・季節別の電気料金メニューが選択できる場合はその活用に努めるとともに、エネルギー管理システム（ＨＥＭＳ・ＢＥＭＳ等）の導入により、住宅の住まい方、建築物の運用方法の改善によるピーク対策及び省エネルギーに努めること。

建築物においては、「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費」における省エネルギー診断やＥＳＣＯ事業等を活用し、より高効率な設備・機器の導入や適切な運転方法への見直し等により、省エネルギー化を進めること。

② エネルギー消費効率の高い機器の選択・購入

家電機器、ＯＡ機器等のエネルギー消費機器の購入に当たっては、エネルギーの使用の合理化及

び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「省エネ・非化石転換法」という。）に基づくトップランナー制度や小売事業者表示制度による省エネルギー性能に関する情報［参照③］を踏まえた統一省エネラベル［図３］及び米国環境保護庁が定めた国際エネルギースターロゴ［図４］の表示等を参考としつつ、省エネルギー性能の高い機器の選択に努めること。選択に当たっては、初期投資負担を伴うものの、光熱費・燃料費の削減により、中長期スパンで回収できることに留意すること。

特に、家庭用エアコンディショナー、照明器具、テレビジョン受信機、家庭用電気冷蔵庫、家庭用電気冷凍庫、温水機器（ガス、石油、電気のいずれのものも含む。以下同じ。）及び電気便座の購入に当たっては、より省エネルギー性能の高い製品を選択する観点から、小売事業者表示制度を踏まえた最新の統一省エネラベルによる多段階評価（★マーク）等の省エネルギー性能表示に留意し、省エネルギー性能の高い製品の選択に努めること。

エネルギー消費機器の製造・輸入事業者・小売事業者（インターネットによる販売等を行う事業者も含む）は、小売事業者表示制度に基づく表示や国際エネルギースターロゴにより、省エネルギー性能に関するきめ細かな情報提供に努めること。

［参照③］資源エネルギー庁ホームページ（省エネ型製品情報サイト）
https://seihinjyoho.go.jp/

［図３］統一省エネラベル※



（家庭用エアコンディショナーのイメージ）



（電気温水機器のイメージ）

※温水機器以外は、製品のサイズやネット取引等の限られたスペースで使用する場合は右側のミニラベルを活用すること。

［図４］国際エネルギースターロゴ



③　機器の効率的な使用

・冷蔵庫に関すること

　無駄な開閉を控えるとともに、開閉は手早く行うこと。食品の傷みに注意しつつ、適切な温度設定とすること。放熱スペースの確保のため、周囲と適切な間隔を空けて設置すること。

・照明に関すること

　不要な照明はこまめに消灯すること。リビングや寝室の照明の明るさを下げること。

・テレビに関すること

　部屋の明るさに合わせた適切な明るさで視聴するとともに、視聴しない時はこまめに消すこと。

・暖房に関すること

　適切な室温管理（健康を第一に、温度は柔軟に設定）をすること。エアコンのフィルターは適切に清掃すること。なお、必要に応じて適宜換気を行うこと。

・調理に関すること

　ガスコンロは、炎が鍋底からはみ出さないように調節すること。炊飯器は、タイマーを上手に使うなどにより、なるべく保温時間を短くすること。

・給湯に関すること
　シャワーは不必要に流したままにしないこと。入浴は間隔をあけずに入り、追い焚きの回数を減らすこと。

・機器に関すること
　長時間離れるときは、OA 機器の電源を切るか、スタンバイモードにすること。

２．工場・事業場関係について

① 工場・事業場における省エネ・非化石転換法に基づくエネルギー管理の実施

以下に掲げる取組の推進を含め、省エネ・非化石転換法に基づく適切なエネルギー管理を実施すること。なお、特定事業者においては、平成 28 年度から開始した「事業者クラス分け評価制度」[参照④]によるＳＡＢＣの評価も踏まえた取組を行うこと。

・事業者全体としての管理体制の整備、責任者の配置及び省エネ目標に関する取組方針等の策定を通じて、省エネルギーを推進すること。
・省エネ・非化石転換法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（判断基準）」に基づく設備の管理標準の策定・実施など、適切なエネルギー管理を実施すること。また、「工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準」に基づき、非化石エネルギーへの転換に取り組むこと。
・省エネ・非化石転換法に基づく定期報告におけるエネルギー使用量やエネルギー使用の合理化の取組等に関する情報を開示する仕組み（「省エネ・非化石転換法定期報告情報の開示制度」）への参加を検討すること。
・省エネ・非化石転換法の考え方に基づき、電気の需給状況が厳しい時間帯から、再エネ出力制御が行われるなど、余剰再エネ電気が発生している時間帯への電気需要のシフトを心がけること。また、エネルギー使用量が一定規模以上の事業者(年間エネルギー使用量 1,500kl 以上の工場等設置者)となった場合には、国へエネルギー使用状況届出書の届出を行うこと。（別添参照）

[参照④] 資源エネルギー庁ホームページ（事業者クラス分け評価制度）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/institution/index.html

② 自主的な省エネルギーの取組の推進

一般社団法人日本経済団体連合会傘下の業種をはじめとして、2030 年に向けた産業界の地球温暖化対策の自主的取組であるカーボンニュートラル行動計画を策定している事業者にあっては、その実現に向け、工場・事業場において技術的に最高水準の省エネルギー機器・設備の導入及び設備のきめ細かな運転の管理等により、省エネルギーの取組を徹底して推進すること。

同計画について未策定の業種に属する事業者においても、参加する業界団体等と連携して計画の早期策定に努めるとともに、策定に至るまでの間も、長時間離れるときは、OA 機器の電源を切る又はスタンバイモードにすることや、空調における適切な温度管理、使用していないエリアの消灯の徹底を含め、自主的・計画的に省エネルギーの取組を徹底して推進すること。

③　電力需給の状況に応じた対応やディマンドリスポンスへの取組について

2022 年３月の電力需給ひっ迫時に電力需給ひっ迫警報により約８割が普段と異なる取組を行い、一定の節電効果があったことも踏まえ、電力需給の状況に応じた適切な対応がとれるよう、節電対策の事前の策定や連絡体制の構築、ディマンドリスポンスの取組を推進すること。

特に、小売電気事業者との経済的対価を伴うディマンドリスポンス契約が選択できる場合にはその活用に努めること。

④　「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費」における省エネルギー診断の活用について

年間エネルギー使用量が 1,500kl に満たない事業者においても、省エネ・非化石転換法の判断基準に基づく設備の管理標準の策定・実施を行うなど、適切なエネルギー管理を実施すること。

これにあたっては、「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費」における省エネルギー診断を活用して、工場・事業場におけるエネルギー管理状況の診断を受診し、診断結果に基づいて設備の運用改善や高効率設備への更新を行うため、地域のエネルギー利用最適化の相談窓口（省エネお助け隊）が実施する伴走支援やソリューションを提供する支援企業とのマッチングプラットフォームを活用して省エネルギー化を進めることを、積極的に検討すること。

３．運輸関係について

①　運輸分野における省エネ・非化石転換法に基づくエネルギー管理の実施

旅客輸送事業者、貨物輸送事業者及び荷主においては、それぞれ省エネ・非化石転換法の「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準」、「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」及び「貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断の基準」に基づく取組方針の策定など、適切なエネルギー管理を実施すること。

また、エネルギー使用量が一定規模以上の事業者（旅客輸送事業者及び貨物輸送事業者は保有車両トラック 200 台以上等、荷主は年間輸送量 3,000 万トンキロ以上）となった場合には、旅客輸送事業者及び貨物輸送事業者は輸送能力届出書を、荷主は貨物の輸送量届出書を国へ届け出ること。（別添参照）

②　公共交通機関の利用促進

通勤及び業務時、並びに休暇におけるレジャー等における移動については、できる限り鉄道、バス等の公共交通機関を利用すること。また、近距離の移動については、徒歩や自転車での移動を図ること。

③　エネルギー消費効率のよい輸送機関の選択

自動車の購入に当たっては、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考として、環境性能に優れた自動車（エコカー）の導入に努めること。

とりわけ乗用車については、ハイブリッド自動車（以下「ＨＶ」という。）、電気自動車（以下「ＥＶ」という。）、プラグインハイブリッド自動車（以下「ＰＨＥＶ」という。）及び燃料電池自動車（以下「ＦＣＶ」という。）（以下これらを総称して「電動車」という。）の導入を検討すること。

貨物輸送に際しては、輸配送の共同化等による積載効率の向上、鉄道や内航海運といった大量輸送機関の積極的活用等、物流の効率化を図ること。

④　エコドライブの実践

自動車を利用する場合には、エコドライブ 10 のすすめ（自分の燃費を把握する、ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングはしない、タイヤの空気圧を適正に保つ等）の実践、交通渋滞の軽減に資するシステムの利用（ＶＩＣＳ及びＥＴＣ2.0 サービスの活用等）等により、自動車の利用においても省エネルギーに努めること。また、バイオマス燃料や合成燃料等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

４．その他

①　ＩＳＯ50001 の導入検討

ＰＤＣＡサイクルによるエネルギー効率の継続的向上等を達成するため、エネルギーマネジメントシステム規格（ＩＳＯ50001）[参照⑤]の導入を検討すること。

[参照⑤]資源エネルギー庁ホームページ（ＩＳＯ50001 ポータルサイト）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/iso50001/

②　省エネルギーに資する事業活動の合理化及び従業員等の意識向上

事業者等においては、事務の見直しによる残業の削減等、省エネルギーに資するような事業活動の合理化に努めること。また、在宅勤務（テレワーク）を活用する場合は、照明の工夫や空調の効率化も図ること。

従業員等に対し、省エネルギーに関する知識や技能を身につけ、自ら省エネルギーを実践するための研修・シンポジウム等へ参加する機会を提供するよう努めること。

③　地域における各機関の連携等

地域の特性を踏まえた省エネルギーの取組を推進するため、ブロック単位で設置された地域エネルギー・温暖化対策推進会議などを通じて、各地域の政府機関、地方公共団体、経済団体、消費者等との情報共有・連携を図ること。

④　省エネルギー技術開発の検討

更に大きな省エネルギーを実現するためには、既存の技術の延長ではない革新的な省エネルギー技術の開発・実用化が重要であることから、2024 年５月に経済産業省・NEDO が策定した「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略」等を踏まえて、省エネルギーに資する新たな技術開発に取り組むことも検討すること。

⑤　省エネ・地域パートナーシップにおける取組

地域で中小企業等の省エネを支援する体制を構築するため、「省エネ・地域パートナーシップ」に参加するパートナー機関（金融機関、省エネ支援機関）等との間で、省エネ政策・取組等に関する各種情報の提供や交換を行いながら、各地域の関係者のネットワークを強化し、中小企業等の省

エネを地域で支える取組を進めること。

Ⅱ．国民一人ひとりの理解と行動変容の促進

2050 年ネット・ゼロ及び 2030 年度削減目標の実現に向けて、暮らし、ライフスタイルの分野でも大幅な CO_2削減が求められるが、具体的な行動に結びついているとは言えない状況にある。そのため、2022 年 10 月、「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を開始した。この「デコ活」は、衣食住・職・移動・買い物など生活全般にわたる国民の将来の暮らしの全体像「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの 10 年後」を提案するとともに、「デコ活」の開始と同時に発足した官民連携協議会（デコ活応援団）に参画いただいている企業・自治体・団体等とも連携しながら、国民の豊かな暮らし創りを後押しすることで、ライフスタイル転換と併せて新たな消費・行動の喚起と国内での製品・サービスの需要創出を推進していくことを目的とする。具体的な取組については、以下のとおり。

・デコ活ポータルサイトに、企業・自治体・団体等から登録いただいた、デジタルを駆使した多様で快適な働き方・暮らし方や、豊かな暮らしを支える脱炭素製品・サービスなど、国民の脱炭素型ライフスタイルへの行動変容を促す情報を積極的に発信すること。
・「デコ活応援団」について、約 4,300 の企業・自治体・団体等に参画いただき（2026 年 10 月現在）、国民の脱炭素と豊かな暮らし創りの両立を後押しする取組について、官民連携でのプロジェクトを展開すること。
・省エネルギーの取組に対する国民各層の理解と協力を得るため、家電製品の省エネ性能カタログによる情報発信や Web システム「省エネ製品買換ナビゲーション『しんきゅうさん』」の活用による省エネルギー・脱炭素社会の構築に貢献する製品への買換え促進、省エネルギー月間の広報など、きめ細かな情報提供及び普及啓発活動等を実施すること。
・家庭における最大のエネルギー消費源である給湯分野について、消費者等に対し高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池）の導入支援を行うことで、家庭でのエネルギー消費量削減を促進すること。また、設置スペース等の都合から高効率給湯器の導入が難しく、加えて、機器導入コストを負担する賃貸オーナーが光熱費負担者でないことが多いことから省エネが進みにくい既存賃貸集合住宅には、小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入を促進すること。
・住宅における熱の出入りの大半を占める窓の改修など、断熱リフォームに係る費用の一部を補助することにより、既存住宅の断熱性を向上させるとともに、ZEH 水準を超える新築住宅の導入等に係る費用へも一部補助を行うことにより、住宅の省エネルギー化を促進しつつ、エネルギーコスト上昇への対応（暖房費負担の軽減）を図ること。
・自治体の庁舎・建築物の省エネルギー改修・建替えを進め、地域の省エネルギーの先進事例として、地域全体への波及効果を含めて地域の省エネルギー化を実現する。またその際、将来的にはペロブスカイト太陽電池の導入についても検討すること。
・各家庭のライフスタイルに合わせた省エネルギー、省 CO_2対策を提案し、効果的な対策に結びつける

「家庭エコ診断」を引き続き実施し、更なる認知度の向上を図ること。

・徹底した省エネルギーを確実に達成するため、「デコ活」を通じて、具体的な行動変容を促進し、旧式の製品等から省エネルギー・脱炭素社会の構築に貢献する製品等への切替えや、ウォームビズ実施率の向上などを進めていくこと。

・このほか、移動の脱炭素化を目指して、省エネルギーに資するＥＶ、ＰＨＥＶ又はＦＣＶと再生可能エネルギー電力を組み合わせた「ゼロカーボン・ドライブ（略称：ゼロドラ）」を呼び掛けるとともに、ゼロドラの実践を後押しする取組を進めること。

・「デコ活」の取組をより多くの方の日常に広げるため、2026 年９月に新コンセプト「らくデコ活」を設定し、より生活者の暮らしに寄り添った情報発信・取組展開を実施すること。

Ⅲ．政府としての取組

政府としては、自らが率先して一層の省エネルギーを進める観点から、政府実行計画を踏まえ、以下に掲げる事項等を着実に実施することとする。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく基本方針及び「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく基本方針等も踏まえることとする。地方公共団体等に対しても同様の取組を行うよう協力を呼び掛ける。

１．設備・機器関係について

① 空調に関すること

・庁舎内における室温の適正管理（健康を第一に、温度は柔軟に設定）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図ること。また、使用していないエリアの空調停止や送風機による空気循環を実施し、必要に応じて適宜換気を行うこと。

・コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努めること。

・断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入などにより、建築物の断熱性能の向上に努めること。

・冬季における執務室の服装について、「ウォームビズ」を励行するとともに、電力需給ひっ迫時における節電に配慮したエアコンの適切な使用等について周知すること。

② 照明に関すること

・既存設備を含めた政府全体のＬＥＤ照明の導入割合を2030年度までに100％とすること。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行うこと。

・照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底すること。特に、昼休みは、業務上支障がある場合を除き消灯を徹底し、夜間も、業務上必要最小限の範囲で点灯すること。また、在宅勤務（テレワーク）を行う際には、不要な照明は消灯すること。

③　電気機器等に関すること

・パソコン、コピー機等のＯＡ機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものは廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択すること。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とすること。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図ること。

・庁舎内の自動販売機の省エネルギー化を行い、ＨＦＣを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更に努めること。

２．自動車関係について

①　電動車の導入

・政府の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022 年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とすること。

②　自動車利用の抑制等

・通勤時や業務時の移動において、極力、鉄道、バス等公共交通機関を利用すること。

・Web 会議システムの活用や在宅勤務（テレワーク）による対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努めること。

・アイドリング・ストップ装置の活用等により、待機時のエンジン停止の励行等の環境に配慮した運転を行うこと。

３．庁舎関係について

①　庁舎の整備及び調達

・低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則ＺＥＢ Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均でＺＥＢ Ready 相当となることを目指すこと。

・電力の調達に当たっては、各府省庁が設定した省エネ・非化石転換法の中長期計画における 2030 年度の電気の非化石比率目標達成に向けて、再生可能エネルギー電力（政府実行計画で掲げる 2030 年度目標（60%）を超える電力についても、排出係数が可能な限り低い電力）の調達を進めること。2040 年度に向けては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の 80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、目標達成に向け、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組むこと。

・政府実行計画において 2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置し、2040 年度には 100%設置することを目指すとされていることも踏まえ、庁舎の屋上などへの太陽光発電設備の設置について、計画的な取組を進めていくこと。また、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議において、2035 年には 50～70MW、2040 年には 100MW

以上のペロブスカイト太陽電池を導入する目標が設定されたことも踏まえ、将来的にはペロブスカイト太陽電池の導入についても検討すること。

・計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた環境負荷の低減に配慮した庁舎の整備を推進すること。

・建築工事の設計者を選定する際、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガスの排出削減技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進めること。

・庁舎の省エネルギー化を進めるため、主要設備等の更新、改修計画の検討に当たっては、当該施設のエネルギー消費量等を踏まえ、総合的な観点からＥＳＣＯ事業導入可能性の判断を行うこと。なお、検討に当たっては、環境配慮契約法により国庫債務負担行為の年限は、当該会計年度以降 10 箇年度以内に延長されていることに留意すること。

② 庁舎等の省エネルギー化に向けた対応

・各府省庁において、大規模な庁舎から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施すること。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行うこと。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施すること。

・エネルギー管理の徹底を図るため、各府省庁において、大規模な庁舎を中心に、建築物のエネルギー管理システム（以下「ＢＥＭＳ」という。）を導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組むこと。効率的な運用改善の取組を促進するため、ＢＥＭＳにより把握した庁舎のエネルギー消費量等のデータ及び活用結果を、各府省庁のホームページにおいて公表する等の方法による情報公開を図ること。

・エネルギー使用量を適切に把握し、把握したエネルギー使用量を、エネルギーの使用者である職員向けに適切な形で公開するなどして、職員の省エネルギーへの実践意識を高めるよう努めること。

・2019 年４月に導入された省エネ・非化石転換法における国家公務のベンチマーク制度について、制度の対象となる府省庁はベンチマーク指標の向上に努めるとともに、当該指標が中長期的に目指すべき水準となることを目指すこと。

・省エネ・非化石転換法の特定事業者となっている府省庁は、省エネ・非化石転換法に基づく定期報告におけるエネルギー使用量やエネルギー使用の合理化の取組等に関する情報を開示する仕組み（「省エネ・非化石転換法定期報告情報の開示制度」）に参加すること。

４．省エネルギーの普及啓発等について

① 省エネルギーの普及活動

地域での省エネルギーの普及活動を行い、イベント等を通じて地域の住民等に積極的に省エネルギーの呼び掛けを行うこと。なお、政府が主催するイベント等の実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカ

ーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行うこと。

また、政府が後援等をする民間のイベント、会議等についても、同様の取組が行われるよう促すこと。省エネルギーに関し、国における取組内容等の情報提供を行うこと。

② 省エネルギー教育の充実

国民が、エネルギー問題と社会経済システムやライフスタイルとの関わりについて理解を深め、省エネルギーに向けた行動を実践する態度を身に付けられるよう、学習機会や広報の充実を図るとともに、省エネルギーの重要性についての理解を深めることができるよう学校、企業等に対し、場の提供等について協力を求めること。

③ 省エネルギー型ライフスタイルの定着

国民にとって省エネルギーが、我慢という消極的なイメージ（生活像）ではなく豊かな暮らしにつながるライフスタイルとして受け入れられるものとなるよう努めること。

そのため、脱炭素と豊かな暮らしの両立の実現を目指す「デコ活」を推進し、省エネルギーの取組が生活の質の向上につながる価値を創造していること等を伝え、省エネルギーが積極的に受け入れられるような意識の醸成を図ること。

④ 各府省庁による普及広報活動

各府省庁は、別紙の「冬季の省エネルギーに関する各府省庁の普及広報活動」を中心として、幅広く普及活動に努めること。

５．その他

① 電気供給契約における環境配慮

電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、電気の価格並びに温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（再生可能エネルギー電気の導入状況、未利用エネルギーの活用状況、追加性のある再生可能エネルギー電気の導入状況、指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組状況）並びに電源構成及び温室効果ガス等の排出の程度を示す係数の開示の状況等を総合的に評価して落札者を決定する方式（総合評価落札方式）を活用する等、環境配慮契約法の基本方針を踏まえ契約を締結すること。

② ヒートアイランド対策の推進における連携

ヒートアイランド現象は、地域性が強い問題であり、かつ広範な社会・経済活動と結びついていることから、ヒートアイランド対策の推進においては、地方公共団体、事業者、住民など関係者と十分に連携しながら、対策を進めていくとともに、地球温暖化対策、都市政策、交通政策、エネルギー政策等、関連する分野との連携を図り、地域全体のヒートアイランド軽減に向けて取り組むこと。

③　電力需給の状況に応じた連絡体制の構築

電力需給ひっ迫時に節電要請を需要家に対して行う際、関係省庁及び地方支分部局、都道府県等の自治体、各省所管の業界団体に対して節電要請の連絡を迅速に行うための連絡体制を構築すること。

以上の政府としての取組を講ずることにより、国の各行政機関におけるエネルギー使用量を前年度冬季（１１月～３月）比で削減するように努めること。また、その効果を把握し、その後の取組にいかすため、アンケート調査等により実施状況のチェック・アンド・レビューとその公表を行う。

（別紙）

○ 冬季の省エネルギーに関する各府省庁の普及広報活動

省　庁	実　施　す　る　普　及　広　報　活　動
内閣官房	1．「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、職員に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
内閣法制局	1．「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、職員に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
内閣府	1．政府広報により、冬季の省エネルギーの普及広報活動を各府省庁と連携し行う。 2．「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、職員に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。 3．関係団体に対し、冬季の省エネルギーの取組を行うよう協力を呼び掛ける。
消費者庁	1．省エネルギーの普及促進や、消費生活に関する情報発信の際に省エネルギーの趣旨・意義が反映されることを図るため、「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、庁内等に周知する。
総務省	1．情報通信産業の関係団体等に対し、情報通信技術を活用した交通代替や自動車交通の円滑化、物流の効率化など省エネルギーに資する情報通信利用の普及に努めるとともに、省エネルギーの取組を行うよう協力を呼び掛ける。 2．道路交通情報のきめ細かな収集と適切な提供等により交通流の円滑化を図り、省エネルギーを実践するため、ＩＴＳ通信の普及促進を図る。 3．「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、本省内、地方支分部局等に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
法務省	1．本省内、地方支分部局等に対し「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）の推進に努めるよう周知徹底を図るとともに、本省内のポスター掲示、ホームページ掲載等を通じ、省エネルギーの普及広報に努め、省エネルギー意識の定着及び実践を図る。
外務省	1．本省内、関係団体等に対し「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）の重要性及び推進の周知徹底を図るとともに、省エネルギーの普及広報に努め、省エネルギー意識の改革及び実践を図る。

省　庁	実　施　す　る　普　及　広　報　活　動
財　務　省	1．「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、本省内、地方支分部局及び関係団体等に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。 2．本省内において節電を呼び掛ける放送を行うこと等を通じ、省エネルギー意識の定着を図る。
文部科学省	1．教育委員会及び関係機関等に対し、「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）の推進に努めるよう周知することにより、普及促進を図る。 2．学校等における省エネルギー対策の手引きや事例集をホームページに掲載し、省エネルギーの普及促進を図る。
厚生労働省	1．本省内、地方支分部局、関係団体等に対し、省エネルギーの取組の推進に努めるよう働きかけるとともに、庁舎内のポスター掲示等を通じ、省エネルギーの普及促進を図る。
農林水産省	1．農林水産業、食品関連産業における省エネルギー対策について、インターネットによる情報提供や関係団体等を通じて普及広報を行う。 2．農業者等に対して、施設園芸の省エネルギー生産管理の実践及び農業機械の省エネルギー利用の推進について普及啓発活動を行う。 3．漁業者等に対して、漁船の経済速度での運行、機関の適正な保守点検等の省エネルギーの取組について、インターネットによる情報提供等を通じて普及促進活動を行う。
経済産業省	1．本省及び地方経済産業局等においてホームページ掲載、イベント等を通じ、省エネルギーの普及促進を図るとともに、関係団体等を通じ省エネルギーの周知徹底を図るよう働きかける。 2．民間団体等を通じて、 (1) 機器のエネルギー消費効率等をわかりやすく一般消費者に示す「省エネ性能カタログ」を作成・公表する。 (2) エコドライブの実践方法を広く情報提供する。 (3) その他、ホームページ、インターネット等による省エネルギー広報の強化を図る。 3．グリーン物流パートナーシップ会議の活動を通じ、物流の効率化等の取組の普及・拡大を呼び掛ける。
国土交通省	1．建築物省エネ法の改正内容について情報提供等を行い、建築物において省エネ化の普及促進を図る。 2．ホームページ掲載等により、自動車の燃費一覧の情報提供を行う。 3．グリーン物流パートナーシップ会議の活動を通じ、物流分野の環境負荷低減や生産性向上等の取組の普及・拡大を呼び掛ける。 4．運輸事業者のグリーン経営(環境負荷の少ない事業経営）推進のための「グリーン経営推進マニュアル」（自動車、海事及び倉庫関係事業者向け）の配布、講習会の開催等を行う。 5．交通渋滞の軽減に資するシステムとして、ＥＴＣ2.0サービス等の普及促進を図る。

省　庁	実　施　す　る　普　及　広　報　活　動
環　境　省	1．2050年ネット・ゼロ及び2030年度を始めとする我が国の削減目標の実現に向けて、企業・自治体・団体等が参画する「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を通じて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に後押ししていく。 2．省エネルギー・省CO_2につながる新しいライフスタイルへの転換や省エネルギー効果の高い製品への買換えなどを呼び掛ける。 3．政府はもとより、企業・自治体・団体・各家庭に対して、「ウォームビズ」の実践の呼び掛けを実施する。 4．電力需給ひっ迫時における節電に配慮したエアコンの適切な使用の呼び掛け等、適切な暖房使用を推進する。
警　察　庁	1．「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、本庁内、都道府県警察、関係団体等に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。 2．交通需要マネジメント施策等、省エネルギーに資する施策推進の普及広報に努める。 3．燃料消費量及び二酸化炭素排出量削減の観点から、エコドライブの広報啓発を促進する。
防　衛　省	1．本省内及び地方支分部局等に対し「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）の資料を配布し、その重要性及び省エネルギーの意義を周知徹底するとともに、ポスター、貼り紙の掲示、省内系ホームページへの掲載等により、省エネルギーの普及促進を図る。
金　融　庁	1．「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、本庁内、関係団体等に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
復　興　庁	1．「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、本庁内及び各復興局等に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
デジタル庁	1．「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、本庁内に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。

（参考）

令和６年度の省エネルギー対策の実施状況の概要

１．省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議が決定した令和６年度の夏季及び冬季の省エネルギー対策（※１）の実施状況を、令和６年度における政府実行計画のフォローアップ調査（※２）等をもとに取りまとめた。

２．各府省庁においては、自らの決定事項の各項目に従った省エネルギー実践に取り組むとともに、本対策を政府関係機関等に周知し、また、独自の広報にも取り組んでいた。

３．各府省庁自らの省エネルギー対策については、全ての府省庁において、内部部局に周知徹底を図っており、本対策における省エネルギー対策を実施していた。中央省庁（本省）のエネルギー使用量は前年比で「電気」、「ガス」は増加したが、「公用車燃料」は減少となった。引き続きＬＥＤ照明の導入、省エネルギー診断の実施、ＢＥＭＳ導入を一層進め、電気使用量等の削減を推進する必要がある。

４．外部への周知状況については、各府省庁から、政府関係機関、関係団体及び47都道府県等に対し周知文書の発出等を行い、「夏季の省エネルギー対策について」及び「冬季の省エネルギー対策について」の周知徹底を図っていた（周知先：６８，１６０件）。

５．また、各府省庁においては、６月～９月及び11月～３月にポスター、パンフレット、ホームページ等を利用した広報を実施していた。

※１　「夏季の省エネルギーの取組について」（令和６年６月３日決定）及び「冬季の省エネルギーの取組について」（令和６年 10 月 29 日決定）

※２　2024 年度における地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」の実施状況について（2026 年７月　地球温暖化対策推進本部幹事会）

別添

令和８年１０月

省エネ・非化石転換法に基づく特定事業者、特定荷主及び特定輸送事業者等の届出等について

一定量以上のエネルギーを消費する工場等（工場又は事務所その他の事業場）の設置者や荷主事業者・輸送事業者等に対し、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ・非化石転換法）では、エネルギー使用状況等を報告することを求めています。下記報告の対象となる事業者（既に指定を受けている者を除く）は、そのエネルギー使用量又は年間輸送量を、所管の経済産業局等に届出（輸送事業者等については、輸送能力を、所管の地方運輸局等に届出）を行い、指定を受けて、毎年度定期の報告を行う必要があります。

工場等:事業者全体のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して**1,500kl/年度以上** 荷　主:自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者のうち、年度間の自らの貨物の輸送量（トンキロ）の合計が、**3,000 万トンキロ以上** 輸　送:自らの事業活動に伴って、他人又は自らの貨物を輸送している者及び旅客を輸送している者のうち、輸送区分ごとに保有する輸送能力が、**一定基準以上（鉄道 300 両、トラック 200 台、バス 200 台、タクシー350 台、船舶２万総トン（総船腹量）、航空９千トン（総最大離陸重量））**

各種届出及び報告書等の様式、手続きの詳細については、以下のＨＰ等をご参照頂いた上で、所管の経済産業局又は地方運輸局までお問合せください。

【資源エネルギー庁ＨＰ】（工場等、荷主関係）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html
【国土交通省ＨＰ】（輸送関係）
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000002.html

【経済産業局お問い合わせ先】

経済産業局の窓口	管轄区域	郵便番号　所在地	窓口電話番号	メールアドレス
北海道経済産業局 エネルギー対策課	北海道	〒060-0808 札幌市北区北８条西２－１－１ 札幌第一合同庁舎	011-709-1753	bzl-hok-shoeneteikidata@meti.go.jp
東北経済産業局 エネルギー対策課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	〒980-8403 仙台市青葉区本町３－３－１ 仙台合同庁舎Ｂ棟	022-221-4932	bzl-shoene-tohoku@meti.go.jp
関東経済産業局 省エネルギー対策課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県	〒330-9715 さいたま市中央区新都心１番地１ さいたま新都心合同庁舎一号館	（特定事業者） 048-600-0443 （特定荷主） 048-600-0426	bzl-SYOENE-TEIKIHOUKOKU@meti.go.jp
中部経済産業局 エネルギー対策課	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県	〒460-8510 名古屋市中区三の丸２－６－２ 名古屋第４地方合同庁舎	052-951-0417	bzl-chb-shoeneteikidata@meti.go.jp
近畿経済産業局 エネルギー対策課	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	〒540-8535 大阪市中央区大手前１－５－４４ 大阪合同庁舎一号館	06-6966-6051	bzl-kin-syouene@meti.go.jp
中国経済産業局 エネルギー対策課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	〒730-8531 広島市中区上八丁堀６－３０ 広島合同庁舎二号館	082-224-5741	bzl-cgk-shoene@meti.go.jp
四国経済産業局 エネルギー対策課	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	〒760-8512 高松市サンポート３－３３ 高松サンポート合同庁舎	087-811-8535	bzl-sik-shoeneteikidata@meti.go.jp
九州経済産業局 エネルギー対策課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東２－11－１ 福岡合同庁舎本館	092-482-5474	bzl-kyu-shoeneteikidata@meti.go.jp
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部エネルギー・燃料課	沖縄県	〒900-0006 那覇市おもろまち２－１－１ 那覇第２地方合同庁舎２号館	098-866-1759	bzl-okn-shoeneteikidata@meti.go.jp

【地方運輸局お問い合わせ先】

地方運輸局の窓口	連絡先（住所・電話番号・FAX）
北海道運輸局 交通政策部　環境・物流課	〒060-0002　北海道札幌市中央区北２条西 19 丁目８番　札幌第４合同庁舎東館 TEL 011-290-2726 FAX 011-290-2716
東北運輸局 交通政策部　環境・物流課	〒983-8537　宮城県仙台市宮城野区鉄砲町１番地 TEL 022-791-7508 FAX 022-791-7539
関東運輸局 交通政策部　環境・物流課	〒231-8433　神奈川県横浜市中区北仲通 5-57　横浜第二合同庁舎 17 階 TEL 045-211-7210 FAX 045-201-8807
北陸信越運輸局 交通政策部　環境・物流課	〒950-8537　新潟県新潟市中央区美咲町１－２－１ TEL 025-285-9152　FAX 025-285-9171
中部運輸局 交通政策部　環境・物流課	〒460-8528　愛知県名古屋市中区三の丸 2-2-1　名古屋市合同庁舎第１号館 TEL 052-952-8007 FAX 052-952-8085
近畿運輸局 交通政策部　環境・物流課	〒540-8558　大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番 76 号 TEL 06-6949-6410 FAX 06-6949-6169
神戸運輸監理部 総務企画部　企画課	〒650-0042　兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号　神戸第２地方合同庁舎 TEL 078-321-3145 FAX 078-321-3474
中国運輸局 交通政策部　環境・物流課	〒730-8544　広島県広島市中区上八丁堀６番 30 号　広島合同庁舎４号館 TEL 082-228-3496 FAX 082-228-3629
四国運輸局 交通政策部　環境・物流課	〒760-0019　香川県高松市サンポート３番 33 号　サンポート合同庁舎南館 TEL 087-802-6726　FAX 087-802-6723
九州運輸局 交通政策部　環境・物流課	〒812-0013　福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目 11-1　福岡合同庁舎新館 TEL 092-472-3154 FAX 092-472-2316
沖縄総合事務局 運輸部企画室	〒900-0006　沖縄県那覇市おもろまち 2-2-1　那覇第二地方合同庁舎５階 TEL 098-866-1812 FAX 098-860-2369

【省エネ・非化石転換法全般に関するお問合せ先】

（工場等、荷主関係）

経済産業省　資源エネルギー庁　省エネルギー・新エネルギー部　省エネルギー課

ＴＥＬ：03-3501-9726

（輸送関係）

国土交通省　総合政策局　環境政策課

ＴＥＬ：03-5253-8263

【参照条文】

○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）

（特定事業者の指定）

第七条　経済産業大臣は、工場等を設置している者（連鎖化事業者（第十九条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。第四項第三号において同じ。）、認定管理統括事業者（第三十一条第二項に規定する認定管理統括事業者をいう。第六項において同じ。）及び管理関係事業者（第三十一条第二項第二号に規定する管理関係事業者をいう。第六項において同じ。）を除く。第三項において同じ。）のうち、その設置している全ての工場等におけるエネルギーの年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化又は非化石エネルギーへの転換を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

２　前項のエネルギーの年度の使用量は、政令で定めるところにより算定する。

３　工場等を設置している者は、その設置している全ての工場等の前年度における前項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が第一項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その設置している全ての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された者（以下「特定事業者」という。）については、この限りでない。

４～７　（略）

（特定荷主の指定）

第百十三条　経済産業大臣は、荷主（認定管理統括荷主（第百十七条第二項に規定する認定管理統括荷主をいう。第五項において同じ。）及び管理関係荷主（同条第二項第二号に規定する管理関係荷主をいう。第五項において同じ。）を除く。次項において同じ。）であつて、政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量が政令で定める量以上であるものを、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

２　荷主は、前年度における前項の政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量が同項の政令で定める量以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その輸送量に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された荷主（以下「特定荷主」という。）については、この限りでない。

３～６　（略）

（特定貨物輸送事業者の指定）

第百五条　国土交通大臣は、貨物輸送事業者（認定管理統括貨客輸送事業者（第百三十四条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者をいう。第五項並びに第百二十九条第一項及び第五項において同じ。）及び管理関係貨客輸送事業者（第百三十四条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者をいう。第五項並びに第百二十九条第一項及び第五項において同じ。）を除く。次項において同じ。）であつて、政令で定める貨物の輸送の区分（以下「貨物輸送区分」という。）ごとに政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を特に推進する必要がある者として、当該貨物輸送区分ごとに指定するものとする。

２　貨物輸送事業者は、貨物輸送区分ごとに前年度の末日における前項の政令で定める輸送能力が同項の政令で定める基準以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その輸送能力に関し、当該貨物輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された貨物輸送事業者（以下「特定貨物輸送事業者」という。）の当該指定に係る貨物輸送区分については、この限りでない。

３～５　（略）

（特定旅客輸送事業者の指定）

第百二十九条　国土交通大臣は、旅客輸送事業者（認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者を除く。次項において同じ。）であつて、政令で定める旅客の輸送の区分（以下「旅客輸送区分」という。）ごとに政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを、旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を特に推進する必要がある者として、当該旅客輸送区分ごとに指定するものとする。

２　旅客輸送事業者は、旅客輸送区分ごとに前年度の末日における前項の政令で定める輸送能力が同項の政令で定める基準以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その輸送能力に関し、当該旅客輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された旅客輸送事業者（以下「特定旅客輸送事業者」という。）の当該指定に係る旅客輸送区分については、この限りでない。

３～５　（略）

（航空輸送事業者に対する特例）

第百四十三条　国土交通大臣は、航空輸送事業者（本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送を、業として、航空機を使用して行う者をいう。以下同じ。）であつて、政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

２　（略）

３　航空輸送事業者は、前年度の末日における第一項の政令で定める輸送能力が同項の政令で定める基準以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その輸送能力に関し、国土交通

省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された航空輸送事業者（以下「特定航空輸送事業者」という。）については、この限りでない。

４～５　（略）

○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）（抄）

（特定事業者の指定に係るエネルギーの使用量）

第二条　法第七条第一項のエネルギーの年度の使用量の合計量についての政令で定める数値は、次項により算定した数値で千五百キロリットルとする。

２　法第七条第二項の政令で定めるところにより算定するエネルギーの年度の使用量は、当該年度において使用した化石燃料及び非化石燃料の量並びに当該年度において使用した熱（当該年度において他人から供給された熱以外の熱にあつては化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱及び前条に規定する熱を除き、集約した地熱等にあつてはその熱量を測定できるものに限る。）及び電気（当該年度において他人から供給された電気以外の電気にあつては、化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気を除く。）の量をそれぞれ経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）とする。

（特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量）

第十二条　（略）

２　法第百九条第一項の貨物の年度の輸送量についての政令で定める量は、三千万トンキロとする。

（特定貨物輸送事業者の指定に係る貨物の輸送の区分、輸送能力及び基準）

第十条　法第百五条第一項の政令で定める貨物の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

鉄道による貨物の輸送	鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する車両であつて貨物の輸送の用に供するものの数（第十五条第一項において「車両数」という。）	三　百両
道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項に規定する事業用自動車（以下この条において「事業用自動車」という。）であつて貨物の輸送の用に供するもの（以下この項において「事業用	事業用貨物自動車（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限り、被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。	二　百台

貨物自動車」という。）による貨物の輸送	以下この条において同じ。）を除く。）の数	
事業用自動車以外の自動車であつて貨物の輸送の用に供するもの（以下この項において「自家用貨物自動車」という。）による貨物の輸送	自家用貨物自動車（次に掲げるものを除く。）の数 一　被けん引車 二　三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車（被けん引車を除く。）	二百台
船舶による貨物の輸送	内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二条第二項第一号の内航運送をする事業の用に供する船舶の合計総トン数	二万トン

（特定旅客輸送事業者の指定に係る旅客の輸送の区分、輸送能力及び基準）

第十四条　法第百二十九条第一項の政令で定める旅客の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

鉄道（軌道を含む。）による旅客の輸送	鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業（軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業を含む。）の用に供する車両であつて旅客の輸送の用に供するものの数	三百両
乗合自動車による旅客の輸送	道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業（同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車の数	二百台
乗用自動車（乗合自動車を除く。）による旅客の輸送	道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の数	三百五十台
船舶による旅客の輸送	海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業（一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をするもの（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をするもの及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）に限る。）の用に供する船舶の合計総トン数	二万トン

（特定航空輸送事業者の指定に係る輸送能力及び基準）

第十六条　法第百四十三条第一項の政令で定める輸送能力は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項の航空運送事業の用に供する航空機（過去一年間に本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送の用に供されているものに限る。）の最大離陸重量の合計とする。

２　法第百四十三条第一項の政令で定める基準は、九千トンとする。